

内子町条例第22号

内子町歴史観光交流拠点施設条例をここに公布する。

令和7年6月16日

内子町長 小野 植 正 久

内子町歴史観光交流拠点施設条例

(設置)

第1条 歴史的風致形成建造物を保存活用することにより、交流人口の拡大を促進するとともに、町民と来訪者の相互交流の場を提供することで、地域活性化に資するため、内子町歴史観光交流拠点施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
内子町歴史観光交流拠点施設	内子町内子2009番地

(事業)

第3条 施設は、次の事業を実施する。

- (1) 内子町の歴史及び文化の展示及び情報発信に関すること。
- (2) 内子町産品等の展示、販売及び情報発信に関すること。
- (3) 施設等の利用促進に関すること。
- (4) 商店街の活性化に関すること。
- (5) 前各号のほか、第1条の趣旨を踏まえた地域活性化に資する取組を行うこと。

(施設の構成)

第4条 施設は、次に掲げる建物及びその他当該施設に附帯するもので構成する。

- (1) 主屋（多目的室1及びテナント1を附帯する。）
- (2) 下土間（チャレンジショップ1を附帯する。）
- (3) 燃料蔵（チャレンジショップ2を附帯する。）
- (4) 米蔵（テナント2及び多目的室2を附帯する。）
- (5) 客座敷（交流スペース1及び多目的室3を附帯する。）
- (6) 茶室（交流スペース2を附帯する。）
- (7) 駕籠蔵（交流スペース3を附帯する。）
- (8) 多目的広場

(利用時間及び休日)

第5条 施設の利用時間及び休日は、規則で定める。

(利用の許可等手続)

第6条 施設及び附属設備を利用する者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ次に掲げる事項を町長に申し出て、許可を受けなければならない。

- (1) 施設を利用しようとする者の名前及び連絡先

- (2) 利用の日時及び人数
- (3) 利用の目的
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の利用に関し必要な事項

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しない。

- (1) その利用が第3条に規定する事業内容に反すると認められるとき。
- (2) その利用が危険物を使用する催しで、災害発生のおそれがあると認められるとき。
- (3) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風紀を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) その利用が施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (5) その利用が特定の政党の利害に関する活動を行うことが認められるとき。
- (6) その利用が特定の宗教、宗派、教派又は教団を支持する活動を行うことが認められるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、施設の使用が不相当と認められるとき。

(利用の制限)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは町長の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、施設の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、町は、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号の規定に該当する場合は、この限りでない。

(原状回復義務)

第8条 利用者は、その利用を終えたとき又は前条第1項の規定により、利用を取り消され、又は利用を制限され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに原状に復さなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料)

第9条 利用者は、施設の利用を終えるまでに、町に使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、別表第1から別表第3までに掲げる額の範囲内で、町長の承認を得て定めるものとする。

3 前項に掲げる使用料以外に必要な料金等は、町長が別に定める。

(使用料の減免)

第10条 町長が特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由によ

り、施設を利用できないときは、使用料を還付することができる。

(損害賠償等義務)

第12条 利用者は、故意又は過失により、施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第13条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に、施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者が必要と認める場合において、あらかじめ町長の許可を得て、施設の休館日及び開館、閉館時間（以下「休館日等」という。）を変更することができる。臨時に変更する場合においては、指定管理者は、原則として休館日等の1月前までに休館日等を示した掲示等を行うものとする。

3 第4条、第6条から第7条の規定は、第1項の規定に基づき、施設の管理を指定管理者に行わせる場合において準用する。この場合において、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第3項中「定める」とあるのは「定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得た額」と読み替える。

(利用料金)

第14条 町長は、前条の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合は、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、第9条から第11条まで及び別表第1から別表第3までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替える。

(指定管理者の指定の期間)

第15条 指定管理者の指定の期間は、指定を受けた日から5年以内とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の公募)

第16条 町長は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする団体を公募するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者の申請の資格
- (3) 指定管理者の申込受付期間
- (4) 指定管理者の選定の基準
- (5) 施設の管理の基準
- (6) 指定管理者を指定して施設の管理を行わせる期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が指定する事項

(指定管理者の指定の申請)

第17条 第13条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について町長に申請しなければならない。

- (1) 施設の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要なものとして規則で定める書類

2 前項の規定は、第15条ただし書の再指定の場合について準用する。

(選定方法等)

第18条 町長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補として選定するものとする。

- (1) 平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が別に定める事項

2 町長は、前項の規定により指定管理者の候補を選定するときは、あらかじめ、内子町公の施設指定管理者選定委員会の意見を聴かななければならない。

(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第19条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第16条の規定による公募によらず、指定管理者の候補者を選定することができる。

- (1) 公募に対し申請する団体がないとき。
- (2) 指定管理者に選定された団体を指定することが不可能となり、又は不相当と認められる事情が生じたとき。

(指定管理者の指定)

第20条 町長は、第18条又は前条の規定により選定した指定管理者の候補者を議会の議決を経て指定管理者に指定する。

(業務報告の聴取等)

第21条 町長は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第22条 町長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町長は、その賠償の責めを負わない。

(事業報告書の作成及び提出)

第23条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 施設の利用に係る料金の収入の実績
- (3) 施設の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による施設の管理の実態を把握するために

必要なものとして規則で定める事項

(秘密保持義務)

第24条 指定管理者又は施設の業務に従事している者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消された後においても、同様とする。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条（同条第4号から第8号までの施設に係る規定に限る。）は、規則で定める日から施行する。

別表第1（第9条関係）

テナント施設等 使用料区分	時間 区分	使用料（上限）	備考
テナント1	月	売上額の10%	算定基礎となる売上額は、消費税及び地方消費税を含む総額。ただし、金額の上限はテナントの場合は200,000円、チャレンジショップの場合は10,000円とする。
テナント2	月		
チャレンジショップ1	日		
チャレンジショップ2	日		

・電気、ガス、水道等の光熱水費については、使用料とは別に利用者の負担とする。

別表第2（第9条関係）

## 交流スペース等使用料

区分	時間区分	使用料		備考
		非営利目的	営利目的	
交流スペース1	4時間以内	2,000円	5,000円	冷暖房を使用する場合は、20%相当額を計算する。
	8時間以内	4,000円	10,000円	
交流スペース2	4時間以内	1,000円	2,500円	
	8時間以内	2,000円	5,000円	
交流スペース3	4時間以内	1,000円	2,500円	
	8時間以内	2,000円	5,000円	
多目的室1～3	4時間以内	1,000円	2,500円	
	8時間以内	2,000円	5,000円	

別表第3（第9条関係）

## 多目的広場等使用料

区分	時間区分	使用料	備考
多目的広場	日	1平方メートルにつき500円	屋外の敷地を使用する場合は、これに準ずる。